

産婦健康診査の時期と内容

令和4年度受診分

	上限 助成回数	実施時期 (産後56日以内)	内 容	健診料
健康診査の内容	2回	産後2週間前後	1 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等) 2 診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等) 3 体重、血圧測定 4 尿検査(蛋白、糖) 5 産婦の精神状況について、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)※を用いた客観的なアセスメントを行う。 (EPDS未実施の場合は補助対象外。ただし、対象者が精神科に通院している場合等で精神状態の把握をしている場合を除く。受診票の所見内容にはその旨記載のこと。) ※ 本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含む。 ※ 健康診査結果は母子健康手帳(出産後の母体の経過等)に記入する。	1回当たり 上限 5,000円
		産後1か月前後		

(消費税及び地方消費税は、非課税)

- 令和4年10月1日以降の出産が対象となります。
- この受診票で治療はできません。
- 上記の公費負担額は令和4年度受診分となりますので、令和5年4月1日以降の受診分は、上記の金額が変更する場合があります。

※エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)の外国語版は [MCMC 母と子のメンタルヘルスケア:EPDS多言語版ダウンロードページ\(jaog.or.jp\)](http://MCMC.母と子のメンタルヘルスケア:EPDS多言語版ダウンロードページ(jaog.or.jp))よりみることができます。